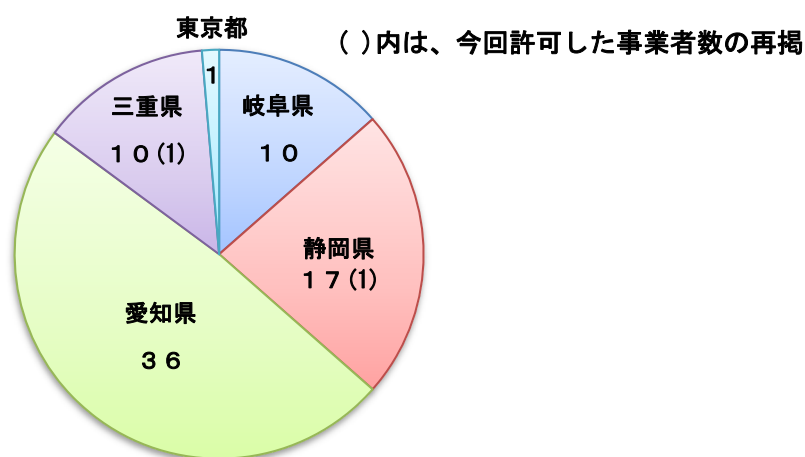


東海4県の特定信書便事業への参入状況等

1 本社所在地別・参入事業者数について

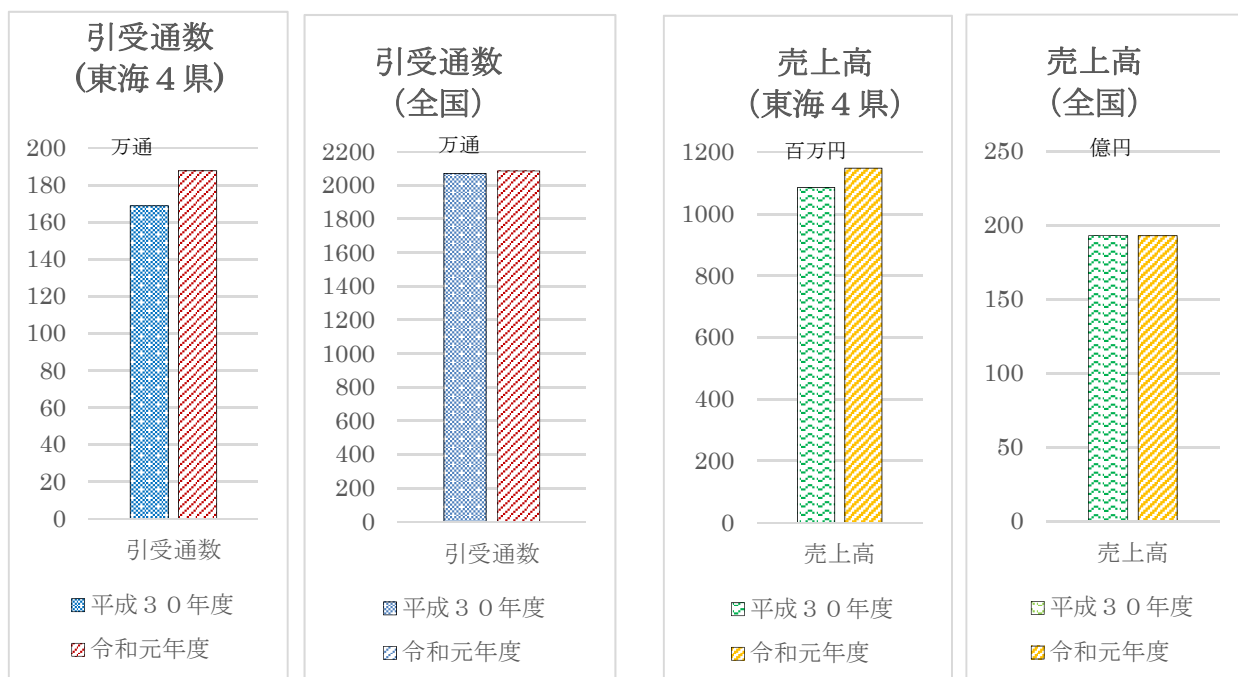
特定信書便事業者の本社所在地別に見ると、愛知県が36者で最も多く、静岡県17者、岐阜県10者、三重県10者、東京都1者となっています。

なお、全国における許可状況は、先に総務省ホームページをご案内しておりますとおり別紙参考資料では、東海管内の事業者数は75者となっています。このうち1者については本社が岐阜県ですが、事業エリアは関東管内であり、東海管内では事業は行っていないため東海局所管の事業者は74者となります。



2 東海4県を本社所在地とする事業者の取扱実績

全国の特定信書便事業者による令和元年度の引受通数及び売上高は前年度からほぼ横ばいとなっていますが、東海4県内の特定信書便事業者による令和元年度の引受通数は約188万通で前年度に比べて1.12倍、売上高は約1,149百万円で前年度に比べて1.06倍となり、順調に伸びています。



3 特定信書便事業者の役務種類別について

信書便事業とは、信書（書状、請求書類等）を送達する事業のことです。
 信書便事業の種類としては、次の2つがあります。

- (1) 「一般信書便事業」：軽量・小型の信書便物を全国で引き受け、配達するサービスを提供する事業

軽量・小型の信書便物（長さ、幅及び厚さが各々40cm、30cm、3cm以下、かつ重量が250g以下）を差し出された日から原則3日以内送達

- (2) 「特定信書便事業」：以下の3つの役務のいずれかのサービスを提供する事業

〔1号役務〕
 長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える大型の信書便物を送達（大型信書便役務）

〔2号役務〕
 信書便物が差し出された時から3時間以内にその信書便物を送達（3時間役務）

〔3号役務〕
 1通の料金の額が800円を超える信書便物を送達（高付加価値役務）

東海4県の特定信書便事業者の役務種類別に見ると、1号役務が72者で最も多く、3号役務が46者、2号役務が5者の順になっています（複数の役務を提供する事業者があるため、役務種類別事業者数の合計と特定信書便事業者数は一致しません）。

役務種類	東海4県の事業者数
1号役務	72（506）
2号役務	5（106）
3号役務	46（303）

（ ）内は、全国の事業者数の再掲